

経済戦略局緊急修繕・工事請負及び業務委託事業者登録実施要領

制定：平成 25 年 6 月 3 日
最近改正：令和 7 年 11 月 1 日

（目的）

第1条 この要領は、経済戦略局が発注する修繕・工事請負契約及び業務委託契約（以下「請負等契約」という。）のうち、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に規定する緊急の必要によるものにおいて、事業者選定の公正化及び迅速化を図るとともに請負等契約締結の円滑化に資するため、協力事業者の事前登録及び見積徴取を行うにあたり必要な事項を定める。

（登録申請及び資格）

第2条 本要領に基づき登録を希望する事業者は、次の各号に掲げる書類を経済戦略局企画総務部総務課（以下「総務課」という。）まで提出しなければならない。

- (1) 経済戦略局緊急修繕・工事請負及び業務委託事業者登録申請書（兼誓約書）（様式1）
 - (2) 資本関係・人的関係等に関する調書
 - (3) その他必要と認められる書類（申請受付の際に必要と認められる書類がある場合は登録申請日から3開庁日以内に提出することとする。）
- 2 前項の登録を希望する事業者は、登録申請日時点において、別表に掲げる修繕・工事請負及び業務委託の種別（以下「工種等」という。）に対応する種目について、大阪市入札参加資格を有していなければならない。なお、対応する種目については、第3条に規定する事業者の募集の際に示すものとする。
- 3 第1項の登録を申請し、登録が認められた事業者（以下「登録事業者」という。）は、申請時に提出した登録内容に変更が生じた場合、その変更内容について、経済戦略局緊急修繕・工事請負及び業務委託事業者登録変更申請書（兼誓約書）（様式2）により速やかに総務課に申請しなければならない。

（事業者の募集）

第3条 前条の登録は、原則として、3年に1回公募により登録を希望する事業者の募集（以下「一斉募集」という。）を行うこととする。

- 2 前項の一斉募集の期間経過後、次回の一斉募集を行うまでの期間については、隨時、登録を希望する事業者の募集（以下「随時募集」という。）を行うこととする。

（登録の決定）

第4条 第2条の申請があったときは、総務課において提出された書類の審査を行い、登録の可否について決定するものとし、申請者全員に対して結果を通知する。

- 2 前項の規定により決定した登録事業者の登録は、当該申請を受理した日の属する月の翌月に行う。

(登録の有効期間)

第5条 第3条第1項の一斉募集期間中に申請を受理した登録事業者の登録有効期間は、登録日の属する年度から3年間とする。

2 第3条第2項の随時募集期間中に申請を受理した登録事業者の登録有効期間は、登録日から前項に規定する有効期間の終期までとする。

(登録の解除)

第6条 登録事業者が次に掲げる内容に該当する場合は、その登録を解除する。

- (1) 大阪市入札参加資格が失効したとき
- (2) 第2条の申請内容に虚偽があったとき
- (3) 既に請負等契約を締結し、その施工等において経済戦略局が示した仕様書に反した施工等を行ったとき
- (4) 既に請負等契約を締結し、その施工等において第三者に被害を及ぼし、又は紛争等を生じさせ、総務課において登録を解除することが妥当であると判断したとき
- (5) 登録事業者から経済戦略局緊急修繕・工事請負及び業務委託事業者登録解除申請書（様式3）の提出があったとき
- (6) その他の正当な事由により、社会通念上、登録を解除することが適当であると認められるとき

(見積徴取)

第7条 見積徴取を実施する際は、案件の工種等に応じて、登録事業者の中から原則として2者以上を見積徴取の相手方として選定する。

2 見積書を徴取する相手方の選定は、案件の工種等に応じて事前に無作為で作成した選定順位表（以下「順位表」という。）に基づき、順位表の昇順に2者以上を選定する。ただし、選定候補の2者が同一の資本関係・人的関係等にある事業者であった場合は、順位表の上位の1者を選定し、残る1者は選定した1者と資本関係・人的関係等にない事業者の中から順位表の昇順で選定する。

3 前項において選定された事業者は、当該案件以降、見積徴取の依頼について順位表を一巡するまでは選定しないこととする。

4 見積徴取の依頼に際し、登録事業者が大阪府暴力団排除措置要綱に基づく入札除外措置を受けている場合、登録事業者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている場合、経済戦略局から電話連絡をした時点において登録事業者が不在等で連絡が取れなかった場合、及び登録事業者から見積書の提出について辞退等の申し出があった場合は、当該案件以降、見積徴取の依頼について順位表を一巡するまでは選定しないこととする。

5 第2条第2項の工種等以外の案件が発生したときは、大阪市入札参加有資格者名簿の中から、当該案件の契約履行に必要な種目を有している事業者を無作為に10者以上選定し、選定した事業者について無作為に順位表を作成する。作成した順位表から昇順で2者以上の事業者に対し、請負等が可能か否かについて聴取のうえ、見積徴取の相手方として

選定することができるものとする。なお、本項にて選定した事業者については、前項の規定は適用しないものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項については、経済戦略局長がこれを決定する。

附 則

- 1 この要領は、平成 25 年 6 月 3 日から施行する。
- 2 経済戦略局長は、組織改正に伴う経過措置として、旧所属において平成 26 年 3 月 31 日までを有効期間とし工事請負業者登録していた者を上記施行日から当該有効期間まで本要領における登録事業者とする。

附 則

- 1 この要領は、平成27年 3 月 5 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成31年 3 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。

別表（第2条第2項関係）

工種等	
	土 木
	建 築
	給 排 水
	防 水
	電気通信
	建 具
諸設備関係	電気設備
	消防設備
	その他諸設備
植物管理	

経済戦略局緊急修繕・工事請負及び業務委託事業者登録申請書（兼誓約書）

令和 年 月 日

大阪市契約担当者

大阪市経済戦略局長 様

住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

印

(契約管財局へ届けている使用印鑑を押印してください)

大阪市入札参加資格承認番号

--	--	--	--	--	--

経済戦略局緊急修繕・工事請負及び業務委託事業者登録を希望しますので申請します。

また、申請書に記載した事項及び下記の誓約事項について、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 登録種別

登録を行う種別に『○』を記入してください

【工種等（工事請負用）】

土木	建築	給排水	防水	電気 通信	建具	諸設備		
						電気 設備	消防 設備	その他諸設備

【工種等（業務委託用）】

植物管理 (※)

※「植物管理」の登録申請を行う場合は、
年度以降の国又は地方
公共団体が発注する樹木剪定業務について、元請としての契約履行実績を有す
ることを証する書類の写しを添付書類として提出すること。

2 誓約事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- (4) 大阪市入札参加有資格者名簿に登録していること

3 添付書類

- (1) 資本関係・人的関係等に関する調書
- (2) その他 ()

4 本申請にかかる担当者及び連絡先

氏名：

連絡先 (E メール)：

経済戦略局緊急修繕・工事請負及び業務委託事業者登録変更申請書（兼誓約書）

令和 年 月 日

大阪市契約担当者

大阪市経済戦略局長 様

住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

印

(契約管財局へ届けている使用印鑑を押印してください)

大阪市入札参加資格承認番号

--	--	--	--	--	--

経済戦略局緊急修繕・工事請負及び業務委託事業者の登録変更を希望しますので申請します。

また、申請書に記載した事項及び下記の誓約事項について、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 登録種別の変更（※登録種別に変更が無い場合は、本欄への記入は不要です。）

追加で登録を行う種別に『○』、登録を解除するものに『×』を記入してください。

【工種等（工事請負用）】

土木	建築	給排水	防水	電気 通信	建具	諸設備関係		
						電気設備	消防設備	その他諸設備

【工種等（業務委託用）】

植物管理 (※)

※「植物管理」の登録申請を行う場合は、
年度以降の国又は地方
公共団体が発注する樹木剪定業務について、元請としての契約履行実績を有す
ることを証する書類の写しを添付書類として提出すること。

2 本申請にかかる担当者及び連絡先

氏名：

連絡先（Eメール）：

経済戦略局緊急修繕・工事請負及び業務委託事業者登録解除申請書

令和 年 月 日

大阪市契約担当者

大阪市経済戦略局長 様

住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

大阪市入札参加資格承認番号

--	--	--	--	--	--

経済戦略局緊急修繕・工事請負及び業務委託事業者の登録の解除を希望しますので申請します。

本申請にかかる担当者及び連絡先

氏名 :

連絡先 (Eメール) :

資本関係・人的関係等に関する調書

令和 年 月 日

大阪市経済戦略局長様

経済戦略局緊急修繕・工事請負及び業務委託事業者登録申請書の提出時において、資本関係・人的関係等は次のとおり相違ありません。
本調書の記載事項が事実と相違するときは、いかなる措置を受けても、異議ありません。

主たる営業所
(又は支店等)
の所在地

商号又は名称

代表者
(又は受任者)
役職・氏名

1 会社法(平成17年法律第86号)第2条第3の2号(*1)及び第4の2号(*2)の規定による親会社等又は子会社等について

- 該当するものはありません
 次のとおりです

親会社等・子会社等の別	大阪市登録承認番号	商号又は名称	所在地	議決権の被所有割合(%) [()はうち間接被所有割合]
				()
				()
				()
				()
				()

2 自社役員で他社の役員(*3)を兼務している会社について

- 該当するものはありません
 次のとおりです

自社役員氏名	自社での役職名	大阪市登録承認番号	商号又は名称	所在地	役職名

3 事業共同組合に加入している場合(*4)について

- 該当するものはありません
 次のとおりです

組合名

(注)入札参加者が事業協同組合の場合、組合員名簿を提出すること

4 電話、FAX、メールアドレス等の連絡先が同一である他の会社について

- 該当するものはありません
 次のとおりです

大阪市登録承認番号	商号又は名称	所在地	同一の内容(○をつけてください)
			電話・FAX・メールアドレス・その他

5 自社の者で、他者の大阪市の入札に関わる営業活動にも携わっている者がいる他の会社について

- 該当するものはありません
 次のとおりです

氏名	自社での役職名	大阪市登録承認番号	商号又は名称	所在地	役職名

※各項目の□の欄に□を入れること。また、記入欄が不足する場合は別紙を添付すること。

資本関係・人的関係等に関する調書の記入要領

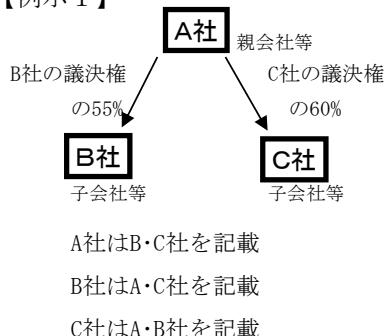
- 1 関係する会社は、大阪市入札参加有資格者に限って記入すること。
- 2 各項目において、該当会社が複数ある場合は該当会社全てを記載すること。なお、表の行数が足りない場合は、それぞれ別紙用紙を作成・記載のうえ提出すること。
- 3 (*1) (*2)会社法第2条第3の2号及び第4の2号は下の参考1及び別紙参考2を参照すること。
- 4 (*3)役員とは、法人の場合は取締役（監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、指名委員会等設置会社における取締役、社外取締役及び定款により業務を執行しない取締役除く）等。（会社更生又は民事再生の手続き中にあってはその管財人を含む。）
また、個人の場合は代表者。なお、監査役及び執行役員は役員に含めない。
- 5 (*4)入札参加者が事業協同組合の場合、組合員名簿を提出すること。

（参考1）

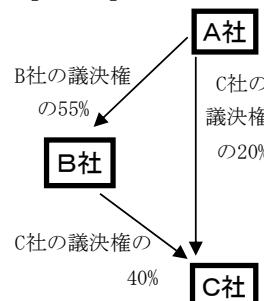
会社法(平成17年法律第86号)	
第2条(定義)	
一 略	
二 略	
三 略	
三の二 子会社等 次のいずれかに該当する者をいう。	
イ 子会社 □ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの	
四 略	
四の二 親会社等 次のいずれかに該当する者をいう。	
イ 親会社 □ 株式会社の経営を支配している者(法人であるものを除く。)として法務省令で定めるもの	

親会社、子会社の例

【例示1】



【例示2】



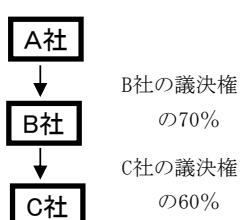
B社はA社の「子会社等」であり、親会社等であるA社及び子会社等であるB社が、C社の議決権の過半数を有することから、A社はC社の「親会社等」とみなされ、C社はA社の「子会社等」とみなされる。

A社はB・C社を記載

B社はA・C社を記載

C社はA・B社を記載

【例示3】



B社はA社の「子会社等」であり、子会社等であるB社がC社の議決権の過半数を有することからA社はC社の「親会社等」とみなされ、C社はA社の「子会社等」とみなされる。

A社はB・C社を記載

B社はA・C社を記載

C社はA・B社を記載

(参考2)

会社法施行規則

第二章 子会社等及び親会社等

(子会社等及び親会社等)

第三条の二 法第二条第三号の二 ロに規定する法務省令で定めるものは、同号 ロに規定する者が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等とする。

2 法第二条第四号の二ロに規定する法務省令で定めるものは、ある者（会社等であるものを除く。）が同号ロに規定する株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該ある者とする。

3 前二項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう（以下この項において同じ。）。

一 他の会社等（次に掲げる会社等であって、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の総数に対する自己（その子会社等を含む。以下この項において同じ。）の計算において所有している議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合

- イ 民事再生法 の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等
 - ロ 会社更生法 の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社
 - ハ 破産法 の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等
- 二 その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等

二 他の会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の四十以上である場合（前号に掲げる場合を除く。）であって、次に掲げるいづれかの要件に該当する場合

- イ 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数（次に掲げる議決権の数の合計数をいう。次号において同じ。）の割合が百分の五十を超えていること。

（1）自己の計算において所有している議決権

（2）自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権

（3）自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権

（4）自己（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族が所有している議決権

ロ 他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者（当該他の会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。）の数の割合が百分の五十を超えていること。

（1）自己（自然人であるものに限る。）

（2）自己の役員

（3）自己の業務を執行する社員

（4）自己の使用人

（5）（2）から（4）までに掲げる者であった者

（6）自己（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族

ハ 自己が他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ 他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額に対する自己が行う融資（債務の保証及び担保の提供を含む。ニにおいて同じ。）の額（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者及び自己（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族が行う融資の額を含む。）の割合が百分の五十を超えていること。

ホ その他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。

三 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数の割合が百分の五十を超えている場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。）であって、前号ロからホまでに掲げるいづれかの要件に該当する場合